

古文書を読む会学習記録

作成日 平成28年11月10日

開催日	平成28年11月10日	時 間	10:00～12:00
所	区役所リハーサル室	出席人数	14名
講 師	真田 雅行氏	作成者	伊達 一雄
テーマ	第一学習 赤井村石井家文書①		
概 要	<p>赤井村石井家文書の御用留置帳の学習。</p> <p>今回は江戸幕府が何度も行った貨幣改鑄のなかから「文政の改鑄」に関する文書を取り上げた。</p> <p>○文政二年水野出羽守から渡された御書付写し。</p> <p>此度吹直(改鑄)した小判、一分判(金)は来る廿日より追々引き換えが可能である。これまで使っていた小判、一分金も追って御沙汰が出るまでは新しい金貨との引き換え、受け取り、両替共に滞りなく通用する。引き換え金は「小判七分一分判三分之割合を以て取取引替候筈候条」と書いてある。引き換える場所は後藤三右工門(金座御金改役)役所、三井組、十人組の為替御用取扱所など。</p> <p>引替差出すべき金貨の「員数相知れ候事候間、貯置不申、段々引替申候」とし、貯めて置くのは駄目だと述べ、「若溜置不引替もの相知れ候ハバ吟味之上急度可申付事」と釘を刺している。</p> <p>注:文政の改鑄は金の含有率が下がったが、新旧の金貨交換率は1対1の等価で行われた。</p> <p>○文政4年 同じく水野出羽守の御書付写し</p> <p>灰吹銀(灰吹法で精錬した銀)、潰銀は銀座以外の場所での売買を停止する。銀が入用の節は銀座にて買請するように。町方で銀の櫛や筭(こうがい)器などの翫(もてあそび=贅沢)品まで銀を用い、内々売買している者もいると聞くが「不埒之事」である。これまでの出したお触れの通り堅く守るように。</p> <p>「若相背もの有之におみてハ、其品取上急度可申付もの也」と厳しい。</p> <p>注:文政の改鑄は、十一代将軍家斉の大奥を中心とした贅沢な生活が幕府の支出を増大させ財政が逼迫したためと言われている。金の純分率を下げることによって、貨幣発行量を増大させ低米価という問題は解決されたようだが、その一方でささやかなお洒落である銀製品の使用までお上から口うるさく制限されては庶民はたまったものではない。</p>		
次回予定	平成28年11月24日 10:00～12:00	於:金沢区役所リハーサル室	
	第二学習 芭蕉終焉記 ②		